

平成27年 8 月

京都地方税機構議会定例会会議録

平成27年 8 月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期 1 日間（平成27年 8 月 2 日）

○ 第 1 号（8 月 2 日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	3
1	議事日程	4
○	西村臨時議長開会宣告	4
1	議員異動報告	4
1	議席の指定	5
1	議長選挙の件	5
○	田中議長就任挨拶	5
1	議事日程	6
1	例月出納検査結果報告	7
1	出席要求理事者報告	7
1	会議録署名議員の指名	7
1	会期決定の件	7
1	第 3 号議案	7
1	第 3 号議案、同意	7
○	河井規子君の挨拶	8
1	第 1 号議案及び第 2 号議案	8
○	中山広域連合長の提案理由説明	8
1	一般質問	
○	橋本尊文議員の質問及び中山広域連合長	9
○	山崎恭一議員の質問並びに中山広域連合長及び渡辺事務局長の答弁	13
○	北林重男議員の質問並びに中山広域連合長及び渡辺事務局長の答弁	20
○	光永敦彦議員の質問及び渡辺事務局長の答弁	26
1	第 1 号議案及び第 2 号議案（質疑・討論・採決）	32
○	北林重男議員の討論	32

○今西久美子議員の討論	33
○安宅吉昭議員の討論	33
○第1号議案及び第2号議案、可決及び認定	34
○田中議長閉会宣告	35

○ 上 程 議 案 等

議案番号	件 名	議 決 結 果
1	議長選挙の件	—
第1号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例制定の件	原案可決
第2号	平成26年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件	認 定
第3号	副広域連合長の選任について	同 意

平成27年8月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

平成27年8月2日（日）午後1時30分開会

○出席議員（28名）

田	中	英	夫	君
石	田	宗	久	君
秋	田	公	司	君
光	永	敦	彦	君
田	中	健	志	君
林		正	樹	君
芦	田	眞	弘	君
西	村	正	之	君
山	崎	恭	一	君
嶋	田	茂	雄	君
西	口	純	生	君
土	居	一	豊	君
北	林	重	男	君
大	伴	雅	章	君
國	島	泰	則	君
松	本	聖	司	君
橋	本	尊	文	君
島	野		均	君
北	村	吉	史	君
松	尾		憲	君
谷	田	利	一	君
今	西	久美子		君
岡	田	泰	正	君
安	宅	吉	昭	君
德	谷	契	次	君
梅	原	好	範	君
佐	戸	仁	志	君
今	田	博	文	君

○欠席議員（4名）

高	倉	武	夫	君
真	田	敦	史	君

米 澤 修 司 君
西 村 典 夫 君

○議会事務局

議会事務局長

上 田 ゆかり

議事日程（第1号）平成27年8月2日（日）午後1時30分開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 議長選挙の件

以 上

○議会事務局長（上田ゆかり君） 本日招集されました平成27年8月京都地方税機構議会定例会は、前議長の任期満了に伴い、議長が選挙されるまでの間は、本来であれば副議長が議長の職務を行うこととなりますが、本日副議長が欠席をされていますので、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が議長の職務を行うこととなります。出席議員中、年長議員は西村正之議員でございますので、御紹介を申し上げます。

○臨時議長（西村正之君） 失礼いたします。ただいま御紹介をいただきました西村正之でございます。

本日招集されました8月定例会におきまして、地方自治法第107条の規定により、僭越ながら年長議員であります私が臨時議長の職務を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。（拍手）

これより、平成27年8月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。村田正治議員、田中英夫議員、渡辺邦子議員、加味根史朗議員、村井弘議員、田淵裕二議員、山崎恭一議員、西川博司議員、太田健司議員、山田芳彦議員、奥西伊佐男議員、炭本範子議員、島宏樹議員、竹内きみ代議員の議員任期満了及び上村崇議員の議員辞職に伴い、京都府議会から田中英夫議員、宇治市議会から山崎恭一議員が引き続き選出されましたので御報告いたします。

新たな選出議員を紹介いたします。京都府議会から石田宗久議員、同じく秋田公司議員、同じく光永敦彦議員、同じく田中健志議員、同じく林正樹議員、福知山市議会から芦田眞弘議員、宇治市議会から真田敦史議員、城陽市議会から土居一豊議員、長岡京市議会から大伴雅章議員、八幡市議会から國島泰則議員、京田辺市議会から米澤修司議員、木津川市議会か

ら島野均議員、久御山町議会から松尾憲議員、和束町議会から岡田泰正議員が選出されましたので御報告いたします。

また、川村博茂議員、森元茂議員から、一身上の都合により機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定によりこれを許可いたしました。この辞職に伴い、京丹後市議会から松本聖司議員、精華町議会から安宅吉昭議員が新たに選出されましたので御報告いたします。

○臨時議長（西村正之君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今回選出されました田中英夫議員ほか17名の議員の議席を別紙お手元に配布の議席表のとおり指定いたしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（西村正之君） 御異議なしと認め、そのように決めます。

○臨時議長（西村正之君） 次に、日程第3「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（西村正之君） 御異議なしと認め、そのように決めます。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（西村正之君） 御異議なしと認め、そのように決めます。

それでは、議長に田中英夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私から指名いたしました田中英夫議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（西村正之君） 御異議なしと認めます。よって、田中英夫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました田中英夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。田中英夫議長から御挨拶の申し出がございますので、発言を許します。

〔議長田中英夫君登壇〕

○議長（田中英夫君） ただいま皆様から御推挙を賜り、議長に選出をいただきました田中英夫でございます。誠にありがとうございます。この上は、円滑な議会運営に努めまして議長の大任を果たさせていただきたいと存じております。議員の皆様、そして中山連合長はじめ、理事者の皆様方には、格別なるお力添え、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

げます。ありがとうございます。(拍手)

○臨時議長（西村正之君） 田中議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長西村正之君議長席を退く〕

〔議長田中英夫君議長席に着く〕

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長	中山 泰
副広域連合長	木村 要
副広域連合長	山内 修一
事務局長	渡辺 隆
事務局次長兼総務課長兼会計管理者	中田 義人
事務局業務課長	福尾 隆昭
事務局法人税務課長	井上 寧
事務局業務課参事	住田 淳志
事務局業務課参事	櫻井 直樹
事務局法人税務課参事	谷 統一
事務局業務課主幹	窪 喜健二

○欠席理事者

事務局業務課長	福尾 隆昭
---------	-------

議事日程（第2号）平成27年8月2日(日)午後1時30分開議

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名議員指名の件
- 第3 会期決定の件
- 第4 第3号議案
- 第5 第1号議案及び第2号議案（広域連合長説明）
- 第6 一般質問
- 第7 第1号議案及び第2号議案（質疑・討論・採決）

以上

○議長（田中英夫君） それでは、引き続き私のほうから議事日程によりまして議事を進行させていただきたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田中英夫君） 御異議なしと認め、さよう決します。
それでは、これより議事日程（第2号）を進めさせていただきます。

○議長（田中英夫君） 日程第1「諸報告」であります。
監査委員から例月出納検査の結果報告5件が参っており、その写しをお手元に配布しておきましたので、御覧おきを願います。
次に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配布しておきましたので、御覧おきを願います。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、北林重男君及び徳谷契次君を指名いたします。以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第3「会期決定の件」を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田中英夫君） 御異議なしと認め、さよう決します。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第4、第3号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。上田議会事務局長。

〔議会事務局長上田ゆかり君朗読〕

第3号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

平成27年8月2日提出

京都地方税機構

広域連合長 中山 泰

記

河井規子

○議長（田中英夫君） お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第3号議案につきましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田中英夫君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

第3号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中英夫君） 挙手全員であります。よって、河井規子君の副広域連合長の選任に同意することに決しました。

この場合、河井規子君から御挨拶の申し出がありますので、発言を許可いたします。河井規子君。

〔河井規子君議席前面に立つ〕

○河井規子君 木津川市長の河井でございます。発言のお許しをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、私の副広域連合長の選任につきまして、御同意を賜りまして誠にありがとうございます。引き続きましての選任となりますが、今後も木村副連合長、山内副連合長とともに、中山連合長を支え、公平・公正な税行政の推進に努めて参りたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

誠に簡単ではございますが、就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（田中英夫君） この際、河井副広域連合長に対して、出席要求理事者として出席を求めることといたします。御着席お願いいたします。

次に日程第5、「第1号議案及び第2号議案」の2件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 本日ここに、平成27年8月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、また酷暑、日曜日にもかかわらず御出席をいただきました。誠にありがとうございます。

それでは、各議案につきまして、一括して順次御説明を申し上げます。

まず、第1号議案「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例制定の件」につきまして、御説明を申し上げます。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、本年平成27年10月5日から施行されるに当たり、マイナンバーを含む個人情報を

保有する場合に必要とされる特定個人情報保護評価書の点検機関の設置や、マイナンバーを含んだ個人情報の収集、利用等の厳格化などにつきまして、法律で地方公共団体に必要な措置を講じることとされていることから、これらの事項について条例を制定するものでございます。

次に、第2号議案「平成26年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」につきまして、御説明を申し上げます。本議案は、平成26年度の一般会計決算につきまして御承認を求めるものでございます。

以上のとおり、提案をいたします。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中英夫君） 次に日程第6「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、橋本尊文君に発言を許します。橋本尊文君。

〔橋本尊文君登壇〕

○橋本尊文君 南丹市議会選出の橋本尊文でございます。

先に通告をしております項目に従いまして、一括で質問をさせていただきたいと思っております。

この京都地方税機構は、その設立目的であります公平・公正な税業務の推進や、納税者の利便性の向上という観点から着実に成果を上げてきているものと感じております。私の所属をいたしております南丹市におきましても、平成18年の4町の合併以降、税の滞納問題は大きな課題であり、各年度の決算における監査委員の審査意見書では、滞納問題は必ず明記をされ、税の公平性、応益負担の観点から一層の徴収率の向上と、法的措置の活用を含めた断固たる措置の文言が入る重要課題であったところでございます。

市町村によりまして、状況は様々であります。南丹市に限らずどの市町村においても共通の課題であったことと考えております。この課題を解決していくためには、一つの市町村で対応するには限界があることから、府と府内市町村がスクラムを組んで税業務を共同で実施しようということで、各構成団体の全ての議会の承認を得まして、税機構が設立されたものと承知をいたしております。

そのような経過の中で、税機構が設立され5年が経過をいたしますが、税機構においても機構職員の皆さんの努力もあって、税機構の平成26年度の収納率は47%と、機構設立初年度の34.8%と比較をいたしますと12.2ポイント上昇するなど、着実にその成果が上がってきておるものであります。

また、南丹市におきましても、国民健康保険税は除きますが、共同化前の平成21年度の徴収率は94.5%であったものが、平成25年度では95.6%と1.1ポイント上昇し、次年度への滞納繰越額も5,000万円弱減少するなど、納期内納付の取組みなど市の努力もありますものの、着実に改善をされてきております。そのような状況を踏まえ、これまで移管していなかった国民健康保険税を平成26年度から税機構へ移管することとしたところであり、今後国民健康保険税の徴収率などへの影響も大いに期待をされるところであります。

税機構設立時の南丹市議会におきましても、税機構における徴収業務の共同化やあるいは

国民健康保険税の機構への移管につきましては、納税者の権利が侵害される危険性や徴収強化の懸念を主張される議員も一部にはありました。私は、国民は、安全に暮らせる権利を有するとともに、その生活を守る基盤となる納税義務を持っており、権利の主張とともに義務の履行も重要であり、常に心に留めおかなければならない事柄であると常々考える中、市議会におきましても、意見を述べさせていただいたところでございます。

これまで、義務の履行に対する的確な対応が必ずしも十分でなかったこともありますが、税機構の設立によって、法令に基づき的確に対応していただくことで公平・公正な税業務の推進の観点からも大いに効果があるものと考えているところであります。

そこでまずお聞きいたしますが、税機構におけるこれまでの徴収業務の取組みについては、私は大いに評価をするものであります。税機構としてはどのように評価をされているのか、また、税機構の設立目的への対応や、マイナンバー制度、猶予制度などの制度改正など、業務を取り巻く環境が変化をしていく中で、今後の徴収業務における課題についてどのように認識をされているのかについて伺いたいと思います。

次に、課税の共同化についてお聞きをいたします。税機構においては、税業務の共同化を目指し徴収業務から開始をし、今後課税事務の共同化に向けて個人住民税、軽自動車税、さらには償却資産の共同化などの検討をされていると伺っております。昨年度は、個人住民税の共同化を進めるに当たり、事務処理の標準化を図るため、個人住民税の申告支援システムを構築し、運用を開始されているところでありますが、実際、先行して運用されている市町村では、どのような評価をされているのか、また今後、システムを共同化にどのように活かそうとされているのかについて伺いたいと思います。

最後に、危機管理の観点から質問をいたします。世界的な規模で異常気象が続いていく中で、近年、我が国でもゲリラ豪雨や台風などにより、大規模な災害が発生しており、府域におきましても、一昨年、昨年と北部地域を中心に大きな災害が発生いたしました。わが市南丹市におきましても、激甚災害に指定をされるような甚大な被害を受けました。対応に苦慮いたしましたのも事実であります。福知山市にあります税機構の中丹地方事務所においても、一昨年の台風18号の影響によって、事務室部分が水没をし、事務機器類が水に浸かるという被害を受けたと承っており、大雨が降ると職員の方々も事務所に待機をされるということもあるとお聞きをいたしておるところでございます。

納税者の方の利便性の問題や適当な代替場所の問題など、事務所を他に移すということは、大変難しいというふうに考えるところでありますが、職員の皆さんの安全の確保はもとより、府民の財産を守るという観点から、何がしかの対応が必要であると考えますが、今後どのような対策を講じていこうとされているのかについて伺いたいと思います。

以上、3点についてお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（田中英夫君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） お答えを申し上げます。

いくつかの御質問をいただきました。まず、徴収業務についての評価・課題、さらには課税共同化の申告支援システムについて、そして、浸水被害がありました中丹地方事務所につ

いてということで御質問をいただいたところでございます。以下、順次御答弁させていただきます。

まず、徴収業務でございますけれども、これは基本的な考え方として、納めたくても納められない方、そして納められるのに納めない方、これをしっかりと見極めながら、厳格、厳正に対処していくんだと。そして、納税者の理解と信頼を高めていくということを基本に取り組んできたところでございます。そうした取組みの結果、機構への移管額も年々減らすことができいております。平成26年度は、共同化開始の22年度に比べ、66億5,800万円の減となっております。そして、機構の収納率でございますけれども、今、橋本議員に御案内いただいたとおりでございます。収納率は26年度47%、22年度と比較しますと12.2ポイント向上したところということでございますし、また、構成団体の徴収率、これは速報値になりますが、国保税を除いたベースでいいますと、共同化前、平成21年度と比較をすると、市町村合計では3ポイント、京都府では0.8ポイント上昇をし、着実に成果を上げております。

また、国保税の徴収率につきましては、移管19団体ございますが、共同化前に比べ6.7ポイント上昇したところでございます。次年度への構成団体の繰越額、これについても決算ベースですと平成25年度が最新ですが、平成25年度は123億円、共同化前と比較をすると57億円減少をしております。また、税機構で試算をしております増収効果につきましては、平成25年度までの4年間で約28億円の効果があったものと見込んでおるところでございます。

橋本議員のほうからも税機構の取組みに対して評価をいただいて、大変心強く思っておりますし、一層気を引き締めてやっていかないといけないと思っておりますが、構成団体のほうからも徴収率の向上、また滞納繰越額の減少に対しまして、評価をいただいているところでありますし、また、国のほうでも、平成27年、本年の第5回経済財政諮問会議であります。その会議の場において、公共サービスの優良事例として御紹介をいただいているところでございます。税機構としましても、このようにいろんな面で、着実に成果を上げていると考えておりますが、引き続き、緊張感を持って取組みを進めたいと思っております。

その上で大切になっていきますのが、今後における課題ということでございますけれども、主に3点申し上げたいと思っております。

まず、各地方事務所の業務量、これが実は少し格差が出てきているということでありまして、滞納案件が減少している事務所があったり、一方で徴収に時間を要するような税目の割合が高くなっている事務所があったり、あるいは新たに国保税が移管された事務所があったり、いろいろなことで業務量に格差が生じてきておりまして、この事務所間のバランスをどうするかということで、まず業務量の検証も行っていきたくと思っております。

それから、人材育成の問題ですね。業務開始当初は、経験豊富なベテランの職員が集まってきたいただいたということがあるわけですがけれども、時を経るにしたがって、退職されるなどによって少なくなってきておりますので、機構に蓄積されたノウハウをどう継承していくか、人材育成をどうしていくかということを喫緊の課題として、やっていかないといけないと思っております。

それから、制度の問題ですけれども、猶予制度が改正されて平成28年度から施行をされる、あるいはマイナンバー法の御指摘もありました。新たに制度の運用をしていくということが

ありますので、支障がないように構成団体との連携、あるいはマニュアルの整備、研修の励行などしっかりとしていきたいなと思っております。

以上のような課題をはじめ、まだまだ諸課題がございますので、公平・公正な税業務の徹底ということの上で、構成団体と連携しながら、引き続き課題の解消に努めて参りたいと思っております。

次に、2つ目の課税の共同化に係る申告支援システムでありますけれども、これにつきましては平成26年度に構築をして、25市町村のうち13の団体で先行実施を要望に基づいてさせていただいているところですし、今年度は2団体が運用を開始する予定でございます。この間、各団体に対してシステムを運用しての評価、課題などについて照会をさせていただいております。

まず、評価としては、受付時に申告書のデータ化まで行うことが可能になったということで、効率的になっている、あるいは、事前に課税資料が登録されていますので、来場者の待ち時間が短くなり、サービス向上につながった。さらには、書類の整理時間が短縮をされ、時間外勤務も短縮できたといった意見が寄せられ、ほぼ全ての団体でこのシステムに関してよい評価をしていただいているところでございます。

一方で、システム操作の不慣れも影響していると思いますが、操作に手間どったり、様々なチェックリストが出力できるが活用しきれなかった、というような声もいただいております。こういったことを踏まえて、より詳細な操作マニュアルの作成、あるいはどの時期にどういった処理を行うことが望ましいというモデルケースを提示したり、システム操作の研修会など、新たな職員であっても使用しやすいサポートの環境の充実を図っていきたく、そんな要望があったところでございます。

今年度の検討部会において、さらなる改善に向けた検討を行って、より使い勝手がよいシステムとなるように取り組んで参りたいと思っております。

なお、本システムに関しましては、今後さらに利便性が高まってくるのは、これまで確定申告を税務署に送付するに当たっては、制度的に紙でしかできなかったんですけども、平成27年度の税制改正によって、平成29年1月以降は市町村から電子データで税務署への送付が可能となるということでございますので、今後、この申告支援システムがより利便性が高まるということが想定されるところでございます。このように、このシステム事務の標準化とともに、課税事務の効率化にもつながるものだと考えております。

長くなりましたが、最後に、中丹地方事務所についてでございますけれども、今お話がありましたように、平成25年の台風18号による豪雨で事務機器等が水没被害に遭ったということでございまして、その後浸水被害はございませんが、福知山市に対して万一に備えた対応について相談をしてきたところでございますけれども、位置的・費用的に適当な場所もないことから、早期に移転をすることが困難な状況でございました。

そのような中で、今年度、福知山市において、支所の事務室を2階へ移転をし、浸水被害が万一あった場合にも最小限に食い止めるような改修を行う予算が計上されたということでございまして、今後詳細は詰められるということでございますけれども、我々の地方事務所についても、今年度中には移転を完了して、2階に一緒に移していくということで、一定の

解決を図っていけると考えているところでございます。

いずれにしましても、災害時の危機管理については、引き続き万全を期していきたいと考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中英夫君） 橋本尊文君。

○橋本尊文君 ありがとうございます。

ただいま連合長から徴収業務、課税事務の共同化や事務所問題につきまして、大変誠意ある答弁を行っていただきました。

税務行政というのは、公平、公正、的確に取り組んでこそ、住民や納税者の信頼につながっていくものであります。そのためには、やはり納付できない方と納付しない方の識別といったものを、今後もしっかり行っていただきまして、納付の困難な方には適切な対応をとっていくというのは、これは当然必要なことではありますけれども、より一層の適正な業務、税務行政の推進に取り組んでいただきたいと思っております。

私も、税機構の一議員といたしまして、微力ではありますが、支援をさせていただきたいというところでございます。

また、課税業務の共同化につきましては、今後におきましても、システムの開発あるいは関係機関との調整といったものに骨を折っていただくということを確認いたしておりますが、徴収業務の共同化や課税事務の共同化ということが行われてこそ、初めて税機構の設立目的が達成をされると考えており、構成団体との連携を図りながら、より確実に共同化を進めていっていただきたいと要望をさせていただきます。

併せまして、税機構の円滑な事務遂行ということには、職員の方々の意欲と連携、また適宜な対応といったものが肝要であるところでございます。そのためには、適切、的確な研修活動といったものも求められます。今後におきましても、様々な研修に留意をされまして、職員の意識の高揚と、また資質の向上に向けまして、努力をしていただきますようお願いを申し上げ、また要望とさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中英夫君） 次に、山崎恭一君に発言を許します。山崎恭一君。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 宇治市選出の山崎恭一です。よろしくお願ひいたします。

京都地方税機構の徴税の実態についてお尋ねをいたします。

機構の徴税実態は、平成27年度の取組状況によりますと、相変わらず、年間9,466件の差押えをしています。年間1万件という高水準の差押執行が続いています。連合長は先ほども御答弁の中でおっしゃいましたが、繰り返し、納められるのに納めない人と、納めたくても納められない人はしっかりと区別、峻別し、厳格・厳正に対応している、こういうふうに答弁をされていますが、実態は本当にそうなっているのでしょうか。

私のところに連絡のあったある事例です。企業活動を休止中、事業用地の固定資産税に関する案件です。1年分、約100万円程度の固定資産税の滞納が始まり、報告書にある期日に電話で相談をしたと。一応ルールの範囲内の話だと思のですが、納税をされる方は、全額一括か半額かと、こういうふう機構に迫られたわけですが、1期分については25万円、4

分の1についてはまず納めると。その後は、5万円ずつ毎月納めるということで、とりあえず待つてほしいと、こういうふうに求めたのですが、機構側は18万円ずつ10回払いでと、こう言い出しています。もともと100万円ほど、これは延滞金や手数料入れても100万円ほどあった滞納に、何で18万円掛ける10回なんだと聞いて聞いたら、まだ移管をされていない翌年の分の税額も合わせて計画的に払えと、こういう話。出向いて相談をしたいというふうに、その電話のときにおっしゃっているんですが、「出てきても18万円掛ける10回は変わらんで」、こう答えています。出向いての相談では、結局納税者は、土地を処分して納付に充てる、そういうことも考えているからちょっと待つてほしいというふうに言ったんですが、「あなたは社長なんやから誰に相談するんやと、この場で決断できるはずだ」と、こう迫っています。そして差押えをちらつかせる。こういう対応でした。

納税者について、事業中止であり土地処分などに時間がかかる。事業中止に伴う猶予措置というのがあるはずだから、それを申し込みたいと言ったら、「国税にはあるかもしれないけれども、地方税にはそんなものないんだ」と、こういう対応です。同行していた者が、「そんなあほなことあるか、地方税法の条文見てみい」ということになったら、30分も40分も待たせたあげく、そういう制度はあったと。しかし、機構にはないとかですね、それは納期が来る、滞納になる前の分に申し出せんとあかんのやと、次から次へと不正確な話をして、冷たいことおびたしいわけです。

納税者は、納付意思があり、納付方法も土地処分など具体的に納付方法についても見通しを語っているわけです。しばしの猶予を求めている、ごく妥当な話だと思いますが、これに対しても機構の対応というのは、不正確の上に不誠実で大変冷酷です。これが連合長の言う、個別事情を十分把握して納付能力に合った納付方法でという対応でしょうか。この事例、私がつかんでいるのはこの1件ですが、私は、この職員の対応を見ていると、この1件だけはとても思えないんですね。こういうことについて、連合長の見解をお尋ねします。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 山崎議員の御質問にお答えします。

地方税機構につきましては、強い権限を持つ専門機関でございますことから、機構職員には、法令の正確な理解、あるいは滞納者の事情を的確に判断する能力が求められているものと考えております。

そのため、初心者向けの基礎研修から専門研修まで、様々なレベルでの研修やスキルアップ研修を継続的に実施するとともに、日常業務の中では、ベテラン職員の持つノウハウや意識を若手職員に承継していくことを意識して行うなど、個々の職員の資質や能力の向上に日頃から努めているところでございます。

先ほど、個別の事案について御紹介がございましたけれども、具体的に納税者の方の不利益になるようなトラブルにまで至ったというような事例ではないと承知しておりますが、制度の理解が十分でなかったことなどから、猶予制度の説明におきまして、確認等の時間を要したものであると承知をしているところでございますが、いずれにしましても、先ほど橋本議員にもお答えしましたとおり、税機構に限らず、団塊世代のベテラン職員が退職して減少

する中で、経験の浅い職員が増えてきているという状況の中で、ノウハウの承継、あるいは人材育成の問題というのは緊急の課題であると認識しており、引き続き継続的な研修の実施や職場内でのノウハウの承継などにより、職員の資質の向上、能力の向上に努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 私は、機構の対応について、少々いきすぎ、強権発揮という点がしばしばあるということを憂慮しています。ただ、全事例について把握ができるわけではありませんから、私どもに入ってくるのは、時々こうした事例があるという話になる。そうすると、個別の事情はと、こういうふうにおっしゃいます。先ほど、不利益に至った事例ではないと認識しているとおっしゃいました。結局この方は、親族や知人を駆け回って借金をして、機構のいうように計画に従うことになりました。その際も、何とか借金をして滞納分についてはかき集めてきたんだけど、延滞金については何とか免除してくれないかという交渉をしました。よくある話なのですが、これに対する機構の対応も、100万円も借金できたんやと、あと6万円ぐらいできるやろう、こう言ったというので、あっちこっち駆けずり回ってやっと100万円弱ですけども滞納分については集めた。次に、間もなく次の分も滞納になる見込みもあります。延滞分だけでも何とかならないかという相談に、余りにも冷たい言い方ではないでしょうか。事業が閉鎖をし、借金をして納税をし、いよいよ土地売却だと。こういう事情の方に対して、私は大変無慈悲な言いようではないかと思えます。

重ねて聞きますが、事情を十分に把握してという対応は、このようなことを言っているのでしょうか。こういう対応はこれからも無慈悲に続けていく、こういう立場でしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 機構におきましては、これまでから申し上げておりますとおり、納税者の方の事情を十分お聞きして最も適切だろうと思われる方法でお話をさせていただいているということでございます。先ほど、いろんな事情、実例を申されましたけれども、私どもも、具体的に全ての事例を承知しているわけではございませんけれども、私どもの取組みとしては、今申しましたようなことで業務を進めさせていただいているということでございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 私は、機構に行ってえらいことなんやと相談を受けたら、機構に行って相談をしたらいけど、必ず複数で行きなさいと、何やったらボイスレコーダーぐらい持って行きなさいと。後で言った言わないの話に必ずなりますと。かなりえぐいこと言います。それについては、不当なものについては、訂正させます。ですから、1人では行かないように。こういうアドバイスをしています。

私は、この事例で、大変冷たいと感じていますが、それと合わせて、さらに問題だと思うのは、移管前の税額も返済計画に入れたんですね、これは違法行為ですよ。また、猶予制度について間違った説明をする、こういった職員が正確な知識が不足しているというのもこの事例では大変大きな問題だと思っています。先ほどから、機構にはだんだんベテラン職員の

退職等があつてとおっしゃいますが、構成団体のほうでは、本格的な徴税業務をほとんどしてないわけです。だから、構成市町村で徴税業務についてだんだん精通した職員がどんどん減っています。ほとんど経験のない人が新たに機構へ行きます。2年から3年で人は変わっていきます。こういう機構という組織をつくったことによる大きな矛盾点が機構職員のノウハウの継承を困難にしていると思っています。

先ほど、ベテラン職員と共に仕事をしながら覚えていく、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというのは、日本の事業所の伝統的な研修の主流をなしているやり方ですが、実は、機構はこれなかなか困難なのです。1年のうち半分から3分の1は人が変わります。また、いろいろなところから構成市町村から来て労働条件や賃金も少し違うんですね。そこで滞納の処理1人当たり400件、500件の処理を職員たちは持っています。ベテランの職員がそもそも近くにいない、親しく聞くという境遇にすぐにはなれない、そして大量の仕事、これが私は冷たくなっている原因ではないかなと思っています。先ほど応じた担当の職員は、お名前も聞いているんですが、私も多少面識があるんですが、機構へ行ったら人格変わるんやろうか、というぐらい発言は信じられないような発言でした。お顔を浮かべて、本当にこの人が言うたんかという気がします。こうしたことも含めて、経験を補うための組織的な研修活動をやはりしっかりとやっていく必要がある。また、税の基本的な考え方、例えば納税者の義務や権利という問題も正確に話をする。税制制度は、毎年、皆さん方御存じのように3月議会においては、必ずといっていいほど税に関する変更点が議会にも出てきます。毎年必ず動くわけですから、しっかり研修をしておかなければ、なかなか正確な行為は難しいです。こうした問題を通じて、職員の研修制度、研修内容について、どのような取組みをされているのか御説明いただきます。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 研修の中身についてでございますが、先ほども申しましたように、初心者向けの基礎研修から専門研修まで様々なレベルでの研修、あるいはスキルアップ研修ということで、継続的に実施しているところでございます。

また職場、いわゆる事務所での状況がかなり違う部分もございまして、地域・地方事務所での状況、あるいは職員の状況等を踏まえ、それぞれの課題、テーマを設け、地方事務所でのきめ細やかな研修も合わせて実施しているところでございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 実は、事前に研修についての一覧表の資料を請求して、いただきました。これを見ていると、新規機構派遣職員対象、これが4月の下旬に2日間かけて行われています。中身は、地方税機構の概要、徴収事務について、収納事務について、今後の課税事務共同化について、法人課税事務について、個人情報保護について、基本的なことは一通り書いてありますが、これで税務のことについて全く知識のない職員が、先ほど出たように徴収猶予というのはどうなっているんやと、例えば、どういう場合にそれが可能なんだと。また、分割納入についてどういう配慮が必要なのか、こういうことをこれだけで身につくのはなかなか困難かなと思っています。私は、まず初任者研修をやるにしても、あと追加で様々なことがあるのではないかと思います、これ以降、年度内に基礎講習というのはいくつかあり

ますが、どれも大体半日ぐらいで、具体的な実務的ノウハウを伝達する、こういうのが多くなっていて、これでは基本的な税の考え方、把握、納税者との基礎的な対応、態度というものについては、これだけではなかなか難しいと思います。各市町村でも、それを教室の口頭でやっているというところは実は少なく、毎日の事務所でのやりとりや先輩の態度を見ながら身につけていく。これは先ほど渡辺事務局長もおっしゃったとおりなのですが、私は、機構がそれがなかなか難しい特別な事情にある、ですから研修はもっと充実がいるんじゃないかと思っています。

また、この中で、税関係の法規について制度の詳しい知識をもう少し強化をする必要があるんじゃないかということと、納税者の義務や権利といった法を取り巻く思想についての研修がもう少し、私は時間をとった研修がいるんじゃないかと。それともう一つは、個人情報保護ですが、マイナンバー制度の件もあるのに、セキュリティ研修が15分2回しか出てこないんですね。これはちょっと心もとないなと思いますが、こうしたことも含めた研修のさらなる充実という点についてお考えをお聞きいたします。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） これは先ほども申し上げましたけれども、今おっしゃっていただきましたのは、あくまで本部で実施している研修だということでございます。やはり、研修のやり方として、全体215名職員がおりますけれども、それを1カ所に集めてやっていくということにも限界がございますし、内容的にも、細かい部分について大勢の中でやっていくというのは、適切でない部分もあります。

そのような状況に加え、地方事務所の職員の状況や個別の事情も異なる部分がありますので、やはりきめ細かい研修を行っていく上では、地方事務所の中で小規模でやっていくことが重要ではないかと考えており、これまでから各事務所、あるいは少し事務所を広げ、2つ3つの事務所合同で行うといった形で、より詳しい、課題に即した研修を実施しているところでございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 単位をそうやって少し小さくしてやっていこうというのは、私は現実的な対応だと思っています。ただ、重ねて言って恐縮ですけれども、この監査報告の中で見てみましても、監査の結果のところでは4点の指摘がありますが、この指摘が会計公所長及び出納員の引継ぎが文書によって行われていない事例があった、資金前渡受払簿が作成されていない事例があった、納付委託整理簿について領収書の交付日が未記入のまま完結されていない事例があった、検印のない事例もあった、公印押印の際に、公印審査が行われていない事例があったと、ほぼ全事務所にわたってごく初歩的な実務の不備について指摘がされています。これを見ても、なかなか今の機構の日常の事務能力について不安があるなあと、こう思っているところですので、これについては、私は単位を小さくしたり、事業所ごとにやることは私は現実的だと思いますが、その中身についてしっかり充実をさせていただきたいと思っています。これ全体も含めて、私が今指摘したような事例についても、少しケーススタディーしていただいて、こういう話が出るけど、どうやと、あかんでというような話も少ししておいてもらいたいと思っています。これは要望しておきます。

2つ目ですが、業務委託の問題について御質問したいと思います。税機構には、多くの業務を外部に委託しています。高度な個人情報を扱う税機構の業務委託の実態について質問いたしますが、機構のWeb情報で、入札等情報というのを見てみますと、前年度で27件、数百万円から数千万円にわたる入札の結果が載っていますが、情報機器の貸与や土地貸借の案件と並んで、業務委託の案件が大量にありました。そのうち、例えば電話督促業務の委託に年間900万円ほどとなっていますが、これは滞納者のリストを渡して、それに基づいて民間会社が督促状を発行したり、電話をかけて督促をするといったことになっています。情報保護というのはどのように保障されているのでしょうか。平日の12時頃から始まって夜の8時頃にかけて電話をかける、ということになっています。特に、年度の後半になるとかなり大量にかけているようですけれども、こういうリストをもって電話をかけているのは、どこでやっているのでしょうか。機構の事務所の中ですか。外の事業者のところへ行くのでしょうか。そこに機構の職員は立ち会っているのでしょうか。こうしたことについての個人情報保護についての機構の取組みをお尋ねします。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） いわゆる委託業者に対する、情報の保護の関係についてでございますけれども、これは我々に限らず、構成団体全ての対応は同じだろうと思っておりますけれども、業務の委託に当たりますと、個人情報保護条例、ここで第三者への提供、複写、複製の禁止など、個人情報の保護のために適切な管理となるような必要な措置を、特記仕様書として契約書の中で明記をさせていただいております。それから、実際の業務の従事者等への対応についてでございますが、これは受託業者を通じまして、守秘義務遵守についての宣誓書の提出を求め、情報管理への意識を高めるとともに、データベースへのアクセス等については執務室内の端末でしかできないように限定しております。先ほど、どこでやっているんだという御質問ですが、これは私どもの事務室の中で実施をしており、その場所に限定をしているところでございます。

それから、情報が不正に外部に持ち出されるということがないように、USBメモリ等々、不要な私物の持ち込みを禁止しているところです。さらに、入退室管理、あるいは監視カメラの設置等により、情報漏えいを防止するための執務環境整備も実施し、さらには、税機構として、受託業者に対して、業務従事者への個人情報保護のための研修や情報漏えいの場合の罰則などの周知徹底を求め、その実施状況を書面で定期的に確認をしているところでございます。

いずれにしましても、税情報につきましては特に厳格な対応が求められるというものでもございますし、今後いわゆるマイナンバーの取扱いも始まりますので、引き続き情報管理には万全を期して参りたいと考えてございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 機構の中からかけているんだということ。ただ、御注意いただきたいのは、もちろん、USBのメモリなんかは、もちろん厳格に対応していかなければなりませんけれども、爪の先ほどのものですよ、今ごろのUSBメモリなんていうのは。また、携帯電話は大概持っていると思っておりますけれども、これで撮影するのは簡単です。ましてや、スマート

フォンですと、データごと持ち出すことも可能です。動作がおかしければチェックをされるんだと思いますが、くれぐれも御注意いただきたいと思います。

また、納税催告書の印刷、封入・封緘業務が一体のものとして毎年委託をされていますが、宛名も印刷して、名前も印刷するわけですから、封入・封緘ですから、ここにも重大な情報を扱うことですが、この印刷や封入・封緘はどこでやっているのでしょうか。請け負っているのは印刷会社ですが、印刷会社の輪転機が回っているのは施設の外ではないかと思いますが、この点について、その場合、機構職員は立ち会っているのでしょうか。この場合の安全施策はどうなっているのでしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） これも私どもに限らず、山崎議員の地元の宇治市でも同じだろうと思いますけれども、そういった印刷用の部分については、私どものほうがデータを提供して、印刷業者において印刷を行っているということでございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 宇治市では催告書の業務委託はしていないと思います。IT推進室に大きなプリンタがあります。データでつながずに、そこまで行ってそこでプリントアウトをしている。データは別に持っていっていると思うので、そこで印刷をする。外へ出さないという形では、宇治市の場合は徹底しています。業者のところへ行って、こうした情報が印刷されるというのは、私は大変大きなリスクを抱えているということになると思います。

また、これは個人情報保護の問題ですけれども、システムの構築やそのメンテナンスという点では、1件1,000万円前後という案件も年間十数件あるんですが、これが随意契約で含まれているのがたくさんあります。システムのメンテナンスとかいうのは、なかなか毎回毎回違う業者になるというわけにはならないという事情は、私も承知をしていますが、この場合、適正な契約価格はどのように担保をされているんですか。委託業者の言いなりになって高くなっていないのでしょうか。先ほど封緘業務について一度入札が不調になって、予定価格より少し高くなっているというのが、去年事例であったと思いますけれども、これなんかは業者がそんな額でとれるかといったら、業者が主張する価格に少し近づけざるを得なかったということではなかったかと思うんですね。適切な価格保証、随意契約で1,000万円を超えるというふうな事例もあるわけですが、どのように担保されているのでしょうか。

○事務局長（渡辺隆君） 随意契約の案件につきましては、ホームページ等でも公表はさせていただいております。随意契約の中身でございますけれども、特にシステム関係につきましては、改修ですとか、保守といったものを随意契約をさせていただいているというものでございます。これは、機構が求めるものを最も安価で提供できるのは、システムの開発に関わった業者、これに限られるということから、地方自治法等の規定に基づきまして、適正に実施をさせていただいているというところでございます。

それから、価格の問題ですが、これは全く業者側の価格をそのまま私ども契約の金額としているわけではございませんで、いわゆる随意契約の場合につきましては、いわゆる価格の交渉というのは可能ですので、その価格の交渉の中で我々が積み上げた数字とどうかという比較の上で契約をさせていただいているということでございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 お答えとしてはそういうことになるんだろうと思いますが、実際の交渉現場はなかなか難しいものがあるだろうなと思っています。こうしたアプリケーションをつくっているA情報センターについては、使い勝手が悪いとか、対応が遅いとか、現場で使っている人たちからぶつぶつという声も耳にいたします。だからといって、今さら業者を変えるのは難しいですけれども、もう一つは、この間、日本中で起こった個人情報の大量流出のときにかなり共通して出てくる問題があります。宇治市でも、もう十数年前ですけれども、個人情報の大量流出がありました。また、某通信教育大手のところから大量に情報流出という話がありましたが、これらに共通しているのは、委託先の非常勤職員を通じて出ているという問題です。私は、先ほどの例えば電話催告でも、お昼から夜の8時までにかけて電話をかける。この業務を請け負った業者が自分のところの正社員だけでやっているとはとても思えないんですよ。これ専門の嘱託職員とか派遣職員とかが、電話かけというのは大体正社員がやるもんじゃないというのが民間業界の普通の状態ですから、こうしたことも含めて、委託先の雇用条件や雇用実態について、機構のほうで把握されていますか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 委託先の雇用状況等については、私どものほうでは承知しておりません。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 委託をするからには、そうした問題の把握も含めた業者に対するチェックは、私は必要だと思います。税情報という、大変高度な個人情報を扱う役所が、多くの業務を外部の民間業者に委託しているという状況は、私は大変ハイリスクだと言わざるを得ません。毎年入札を行って委託事業者が絶えず変わる。市場原理や競争原理が働くと、人件費が影響して嘱託や派遣業者が多くなります。また、同じ業者に安定して随意契約をやりますと、安定感はありますけれども、価格がそれで大丈夫だろうかという心配が出てまいります。こうした業務について、あまり大規模に委託をするのは本来は見合っていないのではないかと、私は見ております。府内の滞税情報を全部集めて一つにまとめているというのもリスクを上げています。自治体からの派遣職員と多くの委託業者が扱うという機構のあり方の根本が私は個人情報保護の問題についてその危険を内包するような組織のあり方が、実は機構の性格にあると思っています。機構の存在そのものの意味に関わる個人情報保護の問題だと思います。これからも引き続きこの問題、系統的に追及をして、また私も取り組んで参りたいと思っております。

今回は、以上で終わります。

○議長（田中英夫君） 次に、北林重男君に発言を許します。北林重男君。

〔北林重男君登壇〕

○北林重男君 向日市議会選出の北林重男です。通告に従い、大きく2点について分割質疑を行います。

まず大きく1つ目は、移管元自治体との連携で、国保の無保険状態をなくす努力でございます。その1といたしまして、医療保険の最後のセーフティネットである国民健康保険では、

高すぎる国保料・税が支払えず、無保険状態となる被保険者が増加傾向となっています。税機構発足以来無保険状態、資格証明書発行となるのを、移管元の自治体との連携で未然に防いだ件数を、年次毎とこれまでの累計をお尋ねいたします。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 北林議員の御質問にお答えいたします。

私どもは、これまでから申し上げておりますとおり、国保税の徴収業務について、税機構で行っているということがございますし、短期保険証・資格証明書等の発行の事務につきましては、市町村で行われているということがございます。御質問の中で、無保険状態を未然に防いだ件数を年次毎にという御質問でございますけれども、短期保険証などの個別の発行事務につきましては、私どもとしては承知をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 あくまでも、そういった状況をつかむのは市町村だということで、言い切っておられます。しかし、実際には国保税、主には税のほうも含めて滞納の業務として、扱いをされておられるわけですね。その中で、やはり国民健康保険証がなければ無保険状態、特に、資格証明書というのは、窓口で10割払うと。しかも、納付状況によってまたそれを還付するという状況ですから、無保険状態と一緒にわけですね。これは、やっぱり移管を受けている限りはきっちりと連携してやっぱり無保険状態をなくすということをやっていくことを、やはりある意味では、生存権を税機構が守るということも含めて考えていかなければ、単なるいわゆる税徴収機構ということで、あくまでも基礎自治体がやられることで、我々は何ら関知しないというようなことで済むかということですよ。その辺はやはり根本的に私は考えを変えていかなければならないと思います。ですから、未然に防いだ件数もつかんでいないこと自体、私は税機構として徴収業務を行っている資格がないと言わざるを得ないと思うわけですね。ですから、そういう意味での物の考え方、見方を考え直してもらう必要がありますし、その点ではどうなのでしょう。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） これまでから幾度も申し上げておりますとおり、私ども税機構として何を求めておられるかということがございますけれども、あくまで我々は構成団体から移管を受けた滞納案件の徴収業務を進めること、これがまさに機構の責務であると考えておりまして、その責務を全うするというのが我々に課せられた義務であると理解をいたしております。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 あくまでも、無保険状態ということをつかむのは、移管元やということをおっしゃっているわけですがけれども、2つ目の質問へ移りますけれども、じゃあ税機構として無保険状態を生み出さないために、どのような努力を移管元の自治体と連携を図られているのか、また、チェック体制はどのようにされているのかについてお尋ねいたします。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 私どもの業務というのは、先ほど来申し上げておるとおりでございまして、その業務の進め方に当たりましては、納税者の方の個別事情を十分お聞きし、状況に応じた滞納整理を法に則り進めております。このような取組みを通じまして、納税者の方の滞納税の徴収を進めていくということで、短期証、あるいは資格証明書の発行をしなくても済む環境が整ってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 環境を整えていくということですが、しかし基本的には無保険状態ということでは、これは本当に命に関わる問題であると思うんですよね。例えば一昨年、民医連が調査された中で、無保険状態を含めて57名の方が実際に命を亡くされているという状況が生まれている中での無保険状態がそのまま6割以上占めていたということからして、やっぱり国保の税、あるいは料を徴収する場合には本当に生存権に関わる問題やということも含めて、対処していただくということで、例えば税機構の移管された中では、1件たりとも無保険状態を生み出さないような努力が大変必要ですし、やっぱりそのための連携が、いわゆる移管元との連携ですね、これをやっぱり図ってもらう必要があると思いますけれども、それと、もちろんこういう例がないと思いますけれども、無保険状態を未然に防いだということで、被保険者から感謝されている事例があればお聞かせください。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） いわゆる短期保険者証、あるいは資格証明書などの発行業務につきましては、保険者である市町村が行われるものでございます。我々としましても、市町村が責任をもって適切にそれが実施されますよう、必要な情報ですとか、あるいは折衝経緯、納税計画などにつきましては、それぞれが共有できるというシステムにより、連携を図ってきているところでございます。

それから、これまで何か税機構が業務を行うことによって、資格証明書の発行件数が増えているんだというような趣旨の御発言であったかと思っておりますけれども、我々が承知しております毎年公表されています厚生労働省の調査によりますと、税機構に滞納案件を移管しております19団体でございまして、その市町村の資格証明書発行世帯数につきましては、税機構設立前と比較しまして減少しているものと承知をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 向日市は、実は国保の徴収業務は移管してないんです。これは、やはり資格証明書も発行させてないと、当然のことですよね。それから、猶予を受ける権利を保障するということでは、自治体としては当たり前のことなのですけれども、税機構として、国保の料・税の徴収業務を行う場合、個々の被保険者の事情を最大限尊重して、分納相談を最重要視しながら、無保険状態を生み出さないための人情味あふれる対応が求められているわけですが、現状はどのような対応をされているのかお尋ねいたします。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 分納相談等につきましては、我々も納税の御相談等におきまして、適切に対応させていただいているところでございまして、個別の納税者の方の実情等に応じ

まして、最も適切な納付方法により納付いただくというような対応をとらせていただいているところがございます。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 とりわけ、この1番目で質問し、やはり機構としての認識を改めてほしかったのは、やっぱり移管元との連携で本当に無保険状態をなくす努力ですね。これは生存権、又は、命にも関わる問題ですから、やはり資格証明書等を発行すること自体が、いわゆる医療を受ける権利そのものを奪うということになるわけですから、そういう意味では、ぜひ移管元と連携しながら無保険状態になるようなことはやめていく、あるいはならないような努力をしていただきたいということを要望申し上げて、次の第2の質問に入ります。

住民の生存権を守ることが大事ですから、もちろん地方税機構も住民こそ主人公という立場で構築されていると思いますけれども、前回、その質問をさせていただいてもう1年になるわけですし、その後どのような発展があったかも含めて、当初お尋ねしたときは、かなり形式的な答弁が多かったということもあって、改めて、税機構が本当に住民こそ主人公の立場で、どのような取組み、又は努力をされているのかということについて、お尋ねいたします。

まず最初は、住民の命と暮らしを守るためのよき相談相手として、地方税機構は最大限の役割を果たすことについて、どのようなその後の取組みをされているのかお尋ねをいたします。

○議長（田中英夫君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） お答えさせていただきます。

個別の御質問ありましたけれども、基本的なことなのですね。繰り返しになりますけれども、基本的な考え方に触れながら御回答させていただきたいと思っておりますけれども、1年前に申し上げましたように、主人公は住民の皆さん、住民の立ち位置に立ちながら、信頼と理解を高めながら任務を果たしていくことが必要であるということで、このためにこそ、納めなくても納められない者、それと納められるんだけど納めない者、これをしっかりと峻別をしながら、公平・公正で、高い倫理観のもとで業務を展開することが必要だと思っておるところでございます。

その上で、今のよき相談相手としてということでもありますけれども、これについても、納税者の御主張、これを的確に、十分に把握しながら、そして親切丁寧な対応を行うことが大切だということで、職員に対しては、事ある都度、そういった考え方、あるいは具体的な対応、こういったことの周知徹底に尽くしているということでございます。

そして、住民が主人公の関連で、先ほどの資格証・短期証の発行の話ありましたけれども、これについても、事務局長が申し上げましたが、そうならないように、そうなってからどうするんだということじゃなくて、大切なのはそうならないように、根っこを絶っていくということだと思っております。そのためにこそ、我々が今やっているのは、払いたくても払えない方と、払えるんだけど払わない方を峻別して、前者の方については執行停止をさせていただくようなこともやらせていただく。後者の方に対しては、徹底的にやっていくということ

で、そもそも資格証・短期証を発行することを考える以前の、そこまでいかない環境をつくっていくということを大切に、それこそが我々の任務としてやっているということで、具体的な件数までは数え上げられないのですけれども、我々の申し上げた成果が、ひいては短期証、あるいは資格証を発行しなくてもいい環境を大いにつくっているということは言えるんじゃないかということも付言させていただいて、答弁とさせていただきます。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 御答弁ありがとうございます。よき相談相手としてということで、連合長も具体的な数字は挙げられないけれども、真剣に取り組んでいるということも御答弁いただきました。

そこで、よき相談相手ということになれば、そのことによって本当に相談してよかったといったことで感謝されている事例も多々あると思うんですよね。税機構ができて以来、住民のいわゆる暮らしを守るための相談相手として進められているという努力もされているわけですから、実際に、ですからその本当に相談して助かった、よかったというような事例があれば御紹介いただければありがたいんですけれども。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） これも何回か御質問がございまして、私どものほうもお答えをさせていただいていると思っておるんですが、具体的に、事例というのは把握はいたしておりますけれども、1つ私どもがやらせていただいている中で考えられますのは、訴訟提起等の事案で、これまで御報告させていただいております。

要は、滞納者の方が、いわゆるサラ金に高利でお金を借りられて、それが払えないというような事態の方もいらっしゃいますので、その高利、いわゆる高過ぎるお金の部分を、サラ金から返してもらい、その権限を私どもが差し押え、納税者に代わって訴訟し、その払い過ぎた部分を、裁判により私どもが回収をさせていただいているという事例については、これまでから御説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 続いて2つ目は、住民の生存権を守って、住民こそ主人公の立場に徹した機構の構築、これは1年前に申し上げ努力もされていると思いますけれども、現状どのような構築が進んでいるのか、お尋ねいたします。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） これは先ほど連合長も申しましたけれども、我々はまさに移管を受けた滞納案件について、徴収するというのが責務でございますので、その中で我々としても、納税者の方の主張を正確に把握し、親切な対応を行っていくというのがこれまでから私どもの基本的な姿勢と考え、取り組んでいるところでございます。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 特に差押えの場合は、本人のいわゆる同意は得なくてもいい、国保税がそういうふうな方向で徴収されていると、それに則って行っているから、別に基本的には本人との合意形成は必要ないんだということを以前も述べられていたわけですが、これはや

やはり住民の生存権を守るという立場から考えれば、やはり基本的には特に差押えということになる場合において、合意を前提にやらなければ少し無理が生じるのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 国保料も地方税の例によって滞納整理を進めるということになっております。地方税でどう定まっているかといいますと、差押え等において、納税者の同意を求めるといような形にはなっておりませんので、我々としては法に基づいて適切に対応させていただくということでございます。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 つづきまして、特に機構の職員、これは特別地方自治体としても護民官的な役割を果たす責務があるわけですが、そういった意味で本当に住民の命と暮らしを守る防波堤としての役割を果たすということで、十分認識をされて業務に当たっておられるのか。1年経過しましたが、その後の努力も含めてぜひお聞かせください。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 我々としては、何回もお答えをさせていただいておりますとおり、構成団体から移管を受けた滞納案件について、いかに徴収していくかというのが我々に求められた責務でございますので、その中で住民の方に対しましては、納税者の方の主張を十分に把握し、親切丁寧な対応を心がけて徴収業務に当たっているところでございます。

○議長（田中英夫君） 北林重男君。

○北林重男君 具体的なその意味での、特に住民の命と暮らしを守る防波堤と護民官としてのいわゆる職員の認識ですね、その点で特に研修を課題として設けられているようなことはあるのでしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 先ほど来、広域連合長も申しておりますけれども、私どもが職務に当たる心構えとして、先ほど申しましたように、法令の正確な知識、公平・公正な事務に当たること、あるいは納税者の方の主張を正確に把握して、親切丁寧な対応を行うこと、これは職員がとるべき方針として定めさせていただいておりますし、文書でも各職員に通知しているところでございます。当然、研修等に当たっても、我々の心構え、姿勢等については、その都度説明しているところでございます。

○事務局長（渡辺隆君） 北林重男君。

○北林重男君 今日は2つの大きな点について質問をさせていただきました。特に、国保の問題については、やはり医療保険制度の最後のセーフティネットです。そういったことで、今、本当に国保が崩壊状態にあるというような状況にまで、これが特に2018年になれば京都府の単位のいわゆる一元化ということを実際に進められようとしているわけですね。そうなればますます、税機構が実際には移管されて徴収業務を行う方向性がかなり、今、実際には移管を受けておらない市でも、都道府県単位がいわゆる運営主体になるわけですから、そういった意味では、例えば個々の自治体がいろいろと保険料を抑えて、一つでも負担を軽減させるというようなことで一般会計から繰入をされていますけれども、これはしてはならない

ということになってくるわけですね。そうなれば、天井知らずの保険料と、もう一つは、徴収の強化ですね、これによって進められなければならないといったことになるわけですから、大変に国保の徴収業務というのが、いよいよ人情味あふれる対応、あるいは本当に無保険状態にならないために、移管元との連携が大変重要になってくるのではないかとということでお尋ねをさせていただきました。

2つ目は、税機構そのものがやはり特別地方自治体として、本当に住民こそ主人公の立場で住民の生存権を守るということは、これは大変重要な役割ですから、これに徹しておられるのかということでの御確認も含めて質問をいたしました。ぜひそういった意味も含めて、今後の税機構の取組みが、ますます本当に住民が主人公の立場で取り組まれるということのを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中英夫君） 次に、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦でございます。一括して質問をさせていただきたいと思えます。

まず、地方税機構の個人情報保護のためのセキュリティ対策について伺います。日本年金機構の125万件に上る個人情報流出問題を一つの大きなきっかけとしまして、情報管理のあり方について一層信頼が問われ、対策の見直しが急がれることとなり、地方税機構としても現在鋭意取り組んでおられることと存じます。今回の問題への対応をめぐり、日本年金機構では専用電話窓口の対応など、これまでに約5億9,000万円の費用がかかっており、今後基礎年金番号が流出した人の番号を変更するために、郵送費などを約4億円と見込んでおります。したがって、この問題でかかる一連の費用は約10億円に上る見込みと発表がされております。それでも、一旦流出した個人情報を取り戻すことは当然できないものであります。そもそも情報流出の原因は、日本年金機構に送りつけられたいわゆる標的型メールに添付されたファイルを開封することにより、年金受給者の基礎年金番号や氏名、生年月日、住所等が流出をしたものであります。その結果、神奈川県的女性がとうとう300万円をだましとられるという事件も起こりました。

このように、この間、政府がサイバー攻撃を検知し、各政府機関に通報した件数は、2014年度に264件あり、13年度から比べますと倍増をしております。また、日本年金機構が受けた標的型メールと同型の攻撃も13年度より3倍増となっており、サイバー攻撃の脅威の深刻化が浮き彫りとなっております。ところが、日本年金機構を巡っては、機構が全てのパソコンのネット接続を遮断したと発表しました5月29日から1週間、別の古いネット回線で職員がメールの送受信をしていたことが判明をし、情報管理のずさんさが露呈をいたしました。このことからわかるとおり、まずは情報を物理的にネット接続から遮断することやあるいはシステムの強化とともに、マンパワーの対策が不可欠であることは言うまでもありません。

そこで、今回のデータ流出問題を踏まえたこれらの点でのセキュリティ対策の方向と課題、またハード面でのセキュリティ対策の実施目処はいつごろになるのか、まずお答えください。

次に、2013年5月に成立したマイナンバー法に基づく対応について数点伺いたいと思いま

す。そもそもマイナンバー制度は国民一人一人に生涯不変の個人番号をつけて、個人情報容易に照合する仕組みをつくるもので、これにより、プライバシーの侵害やなりすまし犯罪が常態化する危険と常に隣り合わせの欠陥を持つ制度であります。しかも、初期投資3,000億円ともされる巨額プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、また新たな国民負担が求められ、税や社会保障の分野では徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねません。

政府は、制度そのものについて今年10月からの個人番号通知、来年1月からの利用開始のスケジュールはそのまま進めようとしているもとの、本議会にもそれに関わる条例改正も現在提案されているところでもあります。また、決算議案にもありますとおり、この2カ年にかけて準備のための予算を組み、取り組まれてきているところでもあります。

そこで、マイナンバーへの対応状況及び現在と今後の課題についてお答えください。

さらに情報漏えいが決して起こってはならないため、そのためのリスク分析の到達点はいかがでしょうか。また、この点での対策の現状についてお答えください。

さて、地方税機構では、今でも名寄せしたデータの保存や扱いについて年金情報流出問題を踏まえ抜本的な対策が求められており、共同徴収支援システム自身の対策も多くの課題を抱えながら稼働している上に、今後作成するデータにさらにマイナンバーも加えられることになってしまいます。

すなわち今でも滞納移管をされた個別データを一つにまとめるCSVデータ自身がセンシティブ情報を集めることによりリスクが高まることに加え、全国に共通するナンバーまで追加をされることとなります。これは、情報管理の脆弱性がリスクとして一層高まると私は考えますが、その点の認識についてはいかがでしょうか。さらに、現時点で、地方税機構が扱うのは滞納案件であり、それにあえてマイナンバーを追加することによるメリットは税機構にとってあるのでしょうか。具体的にお答えいただきたいと思います。

一方、税機構に移管された場合の府民にとってのマイナンバーを付することによるメリット及びデメリットについても具体的にお答えください。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 光永議員から数点御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、日本年金機構のデータ流出を踏まえたセキュリティ対策についてでございます。税機構が運用しております共同徴収支援システムにつきましては、インターネットなどの一般公衆回線を利用するのではなくて、専用回線である京都デジタル疎水ネットワークを利用するという事で、不正アクセスを防止するとともに、ファイアウォール等の設置などセキュリティ対策を講じているところでございます。

今回のデータ流出の報道を受けまして、直ちに所属長を通じて、全職員に対して、標的型メールに対する注意喚起、あるいは個人情報を含む重要な情報の正確・適正な管理の徹底について、改めて周知を図ったところでございます。さらに、不必要な個人情報の削除、あるいはやむを得ずパソコン内に保存する場合のパスワードの設定などの徹底についても周知を

図ったところでございます。

しかしながら、昨今の攻撃型メールにつきましては、巧妙・悪質化し、完全に防御するのはなかなか困難な状況にあるとも言われていることから、さらに厳格に管理するために、やむを得ず個人情報を保存する場合については、強制的にアクセス権限を設定しましたサーバーに保存し、そのアクセスに当たってのID管理、あるいはパスワードの管理を徹底することにより、安全対策を講じることとし、現在システム改修を進めているところでございます。

今後も、これらの対策を確実に実施するとともに、国や府の対応状況も踏まえつつ、新しいセキュリティ技術も積極的に導入し、対策をより強固なものにしていきたいと考えているところでございます。

それから2点目、マイナンバーへの対応状況及び課題等についてでございますが、税機構におきましては、構成団体から移管されます滞納者の情報の管理、あるいは法人関係税の課税事務でマイナンバーを利用するというにしております。現在、その管理、あるいは検索機能をシステムに付加すべく、改修を行っているところでございます。

情報漏えいなどのリスク管理についてでございますけれども、税機構が保有いたしますマイナンバーにつきましては、税機構の共同徴収支援システム内でのみ利用されるもので、他のシステムとの連携はございません。この情報を扱う共同徴収支援システムのサーバーについても、生体認証による入退出管理などの厳重なセキュリティ対策をとっている民間のデータセンターに設置しており、職員のシステムの利用に当たってはパスワード、あるいは認証カードによる2要素認証を行うなど、厳密な管理を現在も行っておりますし、今後も行っていくことにしております。

また、マイナンバーの利用に当たっては、マイナンバーの検索、あるいは端末画面での表示などを、管理職員など特定の職員のパソコンに限定をするという方向で考えており、さらには、データベースから端末にマイナンバー等の情報を排出するという点についても、制限を加えることも考えており、そのようなシステムとしての対応を講じることにより、催告センターの従事者についてもマイナンバーを扱えないというような仕組みをつくることにより、適切な情報保護が図られると考えているところでございます。

それから、3点目でございますけれども、マイナンバー制度自体については、法制化されたものでございまして、税機構におきましては、これにより個人情報の適正な管理や名寄せなど業務等の効率化に資するものであると考えております。情報管理につきましては、先ほど申し上げましたように、個人情報を含む税情報の漏えい防止などの適切な措置を講じてきたところでございますが、マイナンバーの制度の導入により、さらに厳格な対応が求められますので、今回提案させていただいております条例の整備や、あるいはアクセス権限を設定したサーバーへの個人情報の保存、さらにはマイナンバーの検索や端末画面の表示の制限などの対策を講じることにより、今後とも一層個人情報を含む税情報の厳格な管理に万全を期して参りたいと考えております。

それから、こういったメリットがあるのかという御質問でございますが、税機構におきましては、市町村から滞納案件の移管を受け、その滞納整理業務を担っているということでございます。その徴収業務の執行に当たっては、滞納者の正確な情報の管理、あるいは名寄せ

という業務が重要な要素となっているところでございます。

現在、名寄せはシステムで行っていますが、住所・名前などの項目が一致することを条件として行っており、システムで厳格に行うということもあり、年間3,000件余りマッチングせず、エラーとして排除されるということがあります。

現在は、これらを1件1件目視で確認をして名寄せを行っていますので、マイナンバーの利用によって、これらの確認作業が不要になると考えており、正確な個人情報の特定、あるいは滞納者の管理面での効率化が、私どものメリットとしては現れてくるのではないかと考えております。

それから、住民に対するメリットがどうなんだということでございますけれども、先ほど申しましたように、我々の業務というのは、一定移管を受けた滞納案件を徴収するという部分に限定されていますので、先ほど申しましたように、業務の効率化が図れるということによって、結果的には構成団体、ひいては住民の方の皆様のメリットになるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 御答弁ありがとうございました。再質問を幾つかさせていただきたいと思えます。

1つは、個人情報保護のためのセキュリティ対策についてですけれども、御答弁にもありましたように、名寄せされて保存されている現在使用中のデータについては、行政支援端末のサーバーに保存されているのではないかと思いますけれども、ここに万が一、何らかの形で標的型メールというのが来ると、そして、何らかの形でウイルスが侵入するという場合に、この保存データというのは、いろいろなデジタル疏水を使っているとか、行政端末もいろいろな対策をとったとしても流出する可能性というのは、必ずしもゼロというふうにはならないということだと思います。

そこで、答弁では、この端末へのID、パスワードを現在増設中だという話だったと思えます。すると現在では、IDやパスワードの設定ができないことになってきているのか、その点について事実として教えていただけたらと思えます。その対策はどのような形で、新たにサーバーを増設するという話もありましたけれども、いつ頃を目処にそれができるのかお答えください。

もう1点は、職員の研修の関係なのですけれども、最初の質問でも述べましたように、業務上のシステム理解のための対策やセキュリティ対策の一般的な講習や研修等はやられているかと思えますけれども、日本年金機構の場合を見ても明らかなように、標的型メール等への複雑で高度な判断が本来求められていて、なおかつ非常にわかりにくいと、判断しにくいものもあるということなので、これは順次形を変えて攻撃がされる可能性は地方税機構のみならず行政機関、いろいろなところがあり得るという場合で、頭の痛い対応だと思えますけれども、今後、それらについては、職員サイドでどう対応されていくのか。

また、その対策の見直しが今後時々必要だと思えます。それは、当初の研修などで済まないものになる可能性が今後あるかと思えます。年金機構はそのことを示したと思えますの

で、その点では、こういう問題が起こるとというのが全国的に起こる場合もあれば、そうじゃなくて、個別的に起こる場合もあろうかと思うので、それらのリスク管理については、じゃあこれ、こういう対策が必要だ、あるいはこういう研修が必要だということについて、どこがどういう形で税機構としては判断されるのかについて、もし対応が決まっていればお答えいただけたらと思います。

次にマイナンバーについて数点伺いたいと思います。

まず、センシティブ情報に対して、名寄せした情報に対して、新たにマイナンバーをつけて国税当局などが保有する滞納者情報も把握して活用していくというものになっていくので、先ほどメリットの話がされましたけれども、住民にとっては、もともとそういう情報にマイナンバーをつけること自身が非常に危険・リスクが高まるという意味で、デメリットではないかと私は考えているわけですが、その結果、リスクが非常に高まっていると思います。そこでリスク回避のための対策ですね、先ほど標的型メールのことをお聞きしましたけれども、全体としてリスク回避のための対策が今後、今やっている対策で果たして十分なのかどうかというのは、今後のいろいろな状況の変化に応じて、また新たな対策が要ということになっていく可能性は十分考えられるかと思います。そうなったときに、今後新たな対策の必要性が迫られるということについては、現時点でどうお考えか。今の対策で十分だとは言えないと私は思うし、答弁もそういう答弁だったと思いますけれども、今後じゃあどうしていくのかということについては、もし現在、認識なりお考えがあればお聞かせいただきたいと。

あと、もう1点は、業務を扱っておられる方は、例えばマイナンバーでいうと、管理職の方などが閲覧できるというふうに限定しますよという話だと思いますけれども、その結果、マイナンバーも付した情報そのものをいろいろな形で活用していくという場合は、いろいろな方が活用されていくんだらうと思います。先ほども質問でありましたけれども、自治体職員の方は2年あるいは3年で異動をされていたり、非正規の方や業務委託などの方もたくさんいろいろな形で関わっておられるというふうになると、リスクの管理といったときに、その瞬間瞬間の税機構の業務をやっておられるときだけの管理だけで果たして大丈夫かという不安は当然残っていくかと思います。

たくさんの方が入れ替わり立ち替わり、関わっていけばいくほど、そのリスクは高まるというのはこれ当然の話だと思います。その点で、日常的な扱いをどうしていくのかだけではなくて、その後、どういうふうにされていくのか、退職された場合だとか。先ほどは非正規の方の扱いは、雇用環境はわからないという答弁もあったようですけれども、そういう方々も含め、業務委託の先をどうしていくのか、などについては、大変重要な課題であるけれども、なかなか難しい課題であって、これらをどうしていくのかについて、もし今お考えがあればお答えいただきたいと思います。

あともう1点は、現在のシステム上の扱いでは難しいので、先ほどもあった新たなサーバードライブをつくられるということだと思いますが、そうなりますと、現在の行政支援端末と、新たに設置されるサーバードライブですか、これとの連携というのは、遮断をされるのか、つながるのか、その辺りはどうでしょうか、お答えください。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 1点目のID等の管理の問題でございますけれども、現在私どものものにつきましては、全てID等も含めました管理を実施しております。私が申し上げましたのは、いわゆる今後一定のデータを保存する場合については、それとは別にID等の管理も含めたサーバーに保存をするということを考えているということをお願いしたもので、要は、現在もID等による管理をしておりますし、それ以外にまた別に新たなものをつくるといった場合についても、同様の措置を講じさせていただくということでございます。その時期でございますけれども、こういった場で申し上げるのが適切かどうかという問題はありますが、早期に秋までにはということで、今、進めさせていただいているところでございます。

それから、職員研修等々の充実のお話でございましたけれども、我々は、行政支援系のシステム、あるいはパソコンにつきましては、府の物を活用し、使わせていただいております。まさに府においても、攻撃型メールの研修や、あるいは実際に模擬的にそういったメールを送って対応するなどといった研修が実施をされてきております。

我々としても、府と同じように取り組んでいく中で、やはり、今後、そのような研修の充実を図っていくことは、当然していかなければいけないと考えておりますので、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

それから、今のセキュリティ対応というのが十分か、完璧なのかと言われると、やはり日々刻々技術の進歩等もありますので、必ずしも今のシステムが将来にわたって完璧だとは考えておりませんが、先ほど申しましたとおり、一部府のシステムをお借りしているというような状況もありますので、国や府の対応状況も踏まえつつ、できる限り新しい技術を積極的に導入していきたいと考えております。

一方で、私どもの運営というのは、全て構成団体の負担金で行っており、こういった技術を導入するということになると、相当な負担というのが各構成団体に出てまいりますので、構成団体との調整も必要になってくると思いますが、私どもとしては、重要な情報を私どもが保管しているということを十分認識をした上で、今後とも、できる限り積極的に、強固なセキュリティ対策に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

○議長（田中英夫君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 今もお話がありましたように、マイナンバーについては今後の課題がたくさん多くて、なおかつ今の標的型メール対応なども本当に重大な課題で、日々刻々と変わっていくので、これは厳しい対応をしていただくように求めておきたいわけですが、たくさんの方が多く関わっていくと、非常にリスクは高まるというのは当然なわけですので、その点では答弁がなかったかと思いますが、先ほどそれに関わる研修については、府の研修が使われているということでしたけれども、これは府の研修は、極めて不十分ですね。それはここで言うことではないのかもしれませんが、コンピューター上の動画を見て研修した人数を数えて、それで研修終了というようなことをやっているというのが、今問題になっているわけですね。府でも問題になっておりますので、そういう意味では、これ自身は不十分だと思いますけれども、これでいいわけがないので、やはりそれは府にお願いしてという

話ではなくて、税機構独自としてのそういうリスク管理についての努力は、ぜひ必要な対策をもっていただきたいなど、これは強く求めておきたいと思います。

また、今回マイナンバーが付されることを通じて、もともとリスク管理ということを考えたときに、それぞれの情報は、滞納情報などは自治体などがそれぞれ持つておられるかと思えますけれども、税機構というのは特殊な団体ですので、その滞納情報を名寄せして一つにまとめていかざるを得ないという性格があるので、それ自身が問題な上に、さらにマイナンバーもつくということになると、その管理は重要だし、なおかつそれは流出は絶対に避けなければならない。これは言うまでもないことだと思います。そう考えると、結局私は本来税機構としてマイナンバー情報はあらゆる形で活用しないほうがいいんじゃないかなと思ってはいるんですけども、実際法施行されたもとで進められる以上は、絶対流出されないようなマンパワーへの対策、あるいはハード的な対策、これは市町村の声なども踏まえて、その点での積極的な取組みを求めて終わりたいと思います。

以上です。

○議長（田中英夫君） 以上で一般質問を終結いたします。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第7「第1号議案及び第2号議案」の2件を一括議題といたします。これより議案2件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（田中英夫君） 次に、議案2件に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、北林重男君に発言を許します。北林重男君。

〔北林重男君登壇〕

○北林重男君 向日市議会選出の北林重男でございます。

議案第2号「平成26年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」について、反対討論を行います。

本議案は、平成26年度の徴収業務など一般会計の歳入歳出認定に係るものであります。平成22年4月の徴収業務の開始から5ヶ年度、法人関係課税税務を開始して3ヶ年度となります。税機構が設立されるまで、市町村では納税困難な方については、分納などの懇切丁寧な納付相談が行われてきましたが、地方税機構に移管されると、強引で機械的、強権的な徴収業務が行われることなどは先ほど一般質問でも明らかになりました。

地方税機構は、本来住民こそ主人公の立場に徹し、住民の生存権を最大限に尊重しながら、住民の命と暮らしを守る防波堤の役割を果たさなければなりません。しかしながら、今の地方税機構は、特別地方自治体としての本来の役割を投げ捨て、滞納処分を全面的に掲げる単なる取立機構の役割しか果たしていません。成果を少し上げていると説明されていますが、本末転倒な視点と言わざるを得ません。また、課税事務の共同化を熱心に進めていますが、市町村の課税自主権を蹂躪するものと言わざるを得ません。課税にかかる調査は、税機構が行い、賦課決定は市町村で行われています。調査・賦課決定は一体のものであり、納税者に懇切丁寧な説明を行うためにも、一貫した業務が不可欠であります。本来、課税業務は市町

村で行うべきものであり、市町村から取り上げることは、市町村職員の税務行政に関するやる気を後退させています。課税業務の共同化については、抜本的な見直しを積極的に検討すべきではないでしょうか。

福祉制度である国民健康保険は、医療制度の最後のセーフティネットであり、税機構が国民健康保険料の徴収業務を市町村から移管を受けること自体が大問題であります。健康保険証を発行する権限のない税機構が納付相談を行っていますが、住民には親近感もなく、切実な声が届かない存在となっている税機構が懇切丁寧な相談業務を行うことに無理があります。福祉制度である国民健康保険料税の徴収業務が市町村から移管を受けていることは、税機構の業務に全くなじみません。共同徴収の項目から外すべきであります。

以上の理由を述べ、本議案に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（田中英夫君） 次に、今西久美子君に発言を許します。今西久美子君。

〔今西久美子君登壇〕

○今西久美子君 宇治田原町議会選出の今西でございます。

ただいま議題となっております第1号議案「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例制定の件」につきまして、反対の立場から討論を行います。

本議案につきましては、国のマイナンバー法施行に伴う条例制定ですが、このマイナンバー制度につきましては、今多くの国民に不安と批判の声が広がっています。年金機構において125万件という大量の個人情報流出が起きました。税機構においても、同様の情報流出が起らないという保証はありません。先ほども完全防御は難しいという御答弁もございましたけれども、この間の国会審議の中でも100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であり、意図的に情報を読み取る人がいること、一度漏れた情報は流通、売買され、取り返しがつかなくなること、マイナンバー制度のように、より多くの情報が集積されればサイバー攻撃などのリスクも高まり、もしも流出すれば国民に甚大な被害をもたらすことなどが明らかとなっております。さらに、利用範囲の拡大で、不当な税務調査の横行も懸念されるところであります。マイナンバー制度の目的は、国民の利便性の向上ではなく、国が国民の所得資産を効率的に掌握し徴税を強化すると同時に、社会保障給付抑制へのチェック体制の強化を図るためのものだと考えております。マイナンバー制度の実施中止を真剣に検討することこそ必要だとの立場から、第1号議案には反対といたします。

○議長（田中英夫君） 次に、安宅吉昭君に発言を許します。安宅吉昭君。

〔安宅吉昭君登壇〕

○安宅吉昭君 精華町議会選出の安宅吉昭でございます。

私は、議案2件につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。今自治体では、いずれも相当の期間にわたって諸施策の見直しや行財政改革に取り組んでおられます。しかし、依然として財政状況は厳しく、少子高齢化を見据えて住民福祉の向上のため、費用対効果、あるいは選択と集中、さらには優先順位づけといった様々な方法で行政運営が行われているところであります。

私の地元の精華町においても、厳しい時代だからこそ、あれもこれも実現できるものでは

ない。何を優先すべきか、行政が一方的に決めるのではなく、住民の皆さんの思いを共有して進めるということが大事なことであり、予算が有効に活用されることが財源や税金が活かされているということであり、このことが住民の皆様にも実感していただくことになると思います。

さて、主たる財源である税収入ですが、機構が滞納整理業務を開始して以降、職員及び関係各位の御努力により、滞納繰越額は年々減少し、26年度では移管額の47%を収納するまでに至っております。構成市町村の決算見込みでも、機構業務開始以降、毎年、前年度の徴収率を上回っており、機構の地道な取組みが徴収率向上に大きく寄与しているものと思います。

一方では、本税機構議会や一部の団体の議会において、機構が実施する差押えや、生活に困窮されている納税者等への対応について、苦情や批判があると聞き及んでおります。また、派遣職場であるがゆえに、課題に対しても心配する声の一部が上がっております。滞納者の生活状況や経済事情を調査の上、親切丁寧、適切に対応していただいていると思っておりますが、業務に当たる職員が負担感を感じることなく、公平・公正な税務業務を執行できるようこれからも機構自らの努力とともに、関係各位の御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今回、提出されました議案のうち、マイナンバー関連の条例は法律に基づく措置であります。また、決算の内容につきましては、構成団体からの負担金収入をもって、派遣職員人件費と事務経費に支出されているもので、監査委員の意見書にありますように、適切に執行されているということでもあります。

今後も住民ニーズの多様化、高度化に的確に対応し、地方創生の取組みも進めていく上で、安定した税収確保を図っていくことは自治体の責務であり、税機構に求められる役割も大きいものとなっております。税務行政の公平性ということを第一に、徴収力の向上、納税者利便の向上等に向けてこれからも一層の業務推進をしていただくことを要望いたしまして、議案への賛成の討論といたします。

○議長（田中英夫君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（田中英夫君） これより議案2件について採決に入ります。採決は1件ずつ2回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例制定の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（田中英夫君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「平成26年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決を行います。本案を認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（田中英夫君） 挙手多数であります。よって、第2号議案は認定することに決しま

した。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成27年8月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 田 中 英 夫

会議録署名議員 北 林 重 男

同 徳 谷 契 次